

事務所通信 リソース

4月号 VOL. 82



安心が私たちの商品です

税理士法人 中央総合会計

■ 旭川事務所 〒070-0037

■ 北見事務所 〒090-0023

旭川市7条通13丁目 59 番地 4

北見市北 3 条東 2 丁目 14 番地

TEL : 0166-25-4131

TEL : 0157-24-8866

FAX : 0166-25-4132

FAX : 0157-24-6108

E-mail : cyuou@csk-i.com

E-mail : cyuou-kitaimi

URL : <http://csk-i.com>

@mocha.ocn.ne.jp



アフリカの先住民であるマサイ族には1年が365日という概念がなく、雨季か乾季かで1年を認識するそうです。自分の生年月日も年齢も知らず、人生を「少年・戦士・成人・長老」の4段階に分け、今は「子ども」か「大人」かといった認識でそれ以上、細かいことは考えないとか。少しだけうらやましく感じませんか？

【相続税は富裕層だけのもの?】

平成二十五年度の税制改正により、平成二十七年以後に亡くなられた人から相続税の基礎控除額が引き下げられました。これにより相続税の課税対象となった被相続人の割合が、前年の平成二十六年分に比べて3.6%増加したことが国税庁の発表で分かりました。発表によると平成二十七年中(平成二十七年一月一日〜平成二十七年十二月三十一日)に亡くなられた人は全国で約129万人(平成二十六年は約127.3万人)でした。このうち相続税の課税対象となった被相続人は約10.3万人(平成二十六年は約5.6万人)で、課税割合は8%(平成二十六年は4.4%)と前年に比べて2倍近くも増加したことになります。

近年の相続税の課税割合は4%程度を推移してきましたので、今回の基礎控除額の引き下げによって大幅に増えたことが分かります。相続税の課税価格の合計は約14.6兆円で、被相続人一人当たりになると約1.4億円となっています。またこれによる相続税の納税額は約1.8兆円で、一人当たりでは1758万円になります。相続財産の金額の構成比は土地が一番多く38%で、その他は現金・預金等が30.7%、有価証券14.9%、家屋5.3%、その他11.0%となっています。平成二十五年度の税制改正によって課税の対象となる人が増えた現在では、「相続税は一部の富裕層だけのもの」といつ考えは見直す必要がありそうです。



【今月の教えてキーワード：北米自由貿易協定 (NAFTA)】

アメリカ、カナダ、メキシコの3カ国が締結した自由貿易の協定のこと。1994年1月に発効した。関税やサービース、投資などの流れに対する障壁を段階的に撤廃し、知的財産権保護ルールの共通化なども図ってきた。自動車メーカーなどは3カ国をまたいだ生産体制を整備し、米国企業では人件費の安いメキシコに生産拠点を移すきっかけとなった。対メキシコ貿易赤字が増加したことを受け、米国では再交渉を求める声も出ています。

【鉄道の高架下が可能性を広げています！】

倉庫や駐車場などにとどまっていた鉄道の高架下が様変わりしています。昨年11月にオープンした「中目黒高架下」は約700メートルに渡ってセンスの良いアパレルや飲食店などが軒を連ね、脚光を浴びています。鉄道会社が手掛ける同様の商業施設は景観をいかした改装とこだわり専門店の集合体が強力で、首都圏のみならず関西でもにぎわいを見せています。その利便性から託児所や図書館など公共施設への展開もあり、かつてのデッドスペースは可能性を広げています。



【 相続対策と相続税対策 その2 】

相続財産が一定額を超えると日本では相続税が課税されます。(相続税のない国もけっこうあります) この相続税の負担を軽くするのが相続税対策となります。相続財産や自分の地位を誰に、どのように相続・承継させるかが相続対策です。

この二つは密接な関係にはありますが、必ずしも同じではありません。この優先順位を誤ると大変な失敗を招くことになります。まず相続対策を行い、その後に相続税対策を行うことが大切です。例えば相続税対策の一つに生前贈与がありますが、創業した会社の株式を子や孫などに分散して贈与(生前贈与する際に課税される贈与税は累進課税なので分散して少額にして贈与した方が有利)する方がいらっしやいます。しかしこれでは後継者に決まっている者にとって、多くの株主が生れるため大変経営しづらい環境を作ることになります。相続税対策では良くて相続対策では失敗となります。株式以外の財産を贈与するとか、種類株式を発行し、財産権と経営権を分離するなどの事前対策が必要なのです。このように主要な財産が未上場の株やあるいは土地などの場合は、特に相続税対策と相続対策の適切な使い分けが必要となります。たとえば不動産管理能力のない相続人に相続税の評価上有利なため預金を賃貸不動産に変えて相続させるなども同じ失敗になります。

さて相続税対策と相続対策をどのように行ったら良いのか。まずは信頼できる専門家に相談することです。信頼できるとは専門的な能力が高いとか、提案力があるとかだけではありません。被相続人の家族状況等をよく理解し継続的に関与し対策の変更ができる事が条件です。金融機関等で紹介される大手コンサルタント会社などはそれなりに適切な提案を行ってくれますが、3~4回の打ち合せでは被相続人の本当の気持ち(本人も知らない事がある)家族や事業の状況など十分には理解できません。又、何年後かの家族や事業の変化に対応して対策を変更するなどの末永いお付き合いも期待できません。私共の事務でなくてももちろん構いませんので是非身近な専門家にご相談下さい。セカンドオピニオンを受けるのも有効です。不明点は当事務所担当者にお問い合わせ下さい。

税理士法人 中央総合会計 代表税理士 井内 敏樹

人生にはきつと 抜け路がある

今を生きる!

先人の言葉

日本の小説家でありハンセン病で隔離生活を余儀なくされていた北条民雄の言葉。北条氏いわく「生きる望みさえ失わなければ、そこからきつと抜け出せる」と。

【そして生活はつづく】

歌手で俳優の星野源が、文筆でも才能を発揮したエッセイ集。彼の手にかかるとつまらない日常が面白くていとおしい日々になり、いつの間にか自分を好きになっている自分に気付くでしょう。生活にちょっと疲れている人におすすめです。

